



災害時における近畿地方整備局所管施設の 緊急災害応急対策業務に関する細目協定

近畿地方整備局福井河川国道事務所長（以下「甲」という）と、社団法人福井県測量設計業協会会長（以下「乙」という）とは、平成20年4月14日で締結した「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急応急対策業務に関する協定」（以下「災害時協定」という）第8条に基づき、細目部分に関する協定を締結する。

（通則）

第1条 地震・津波・風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等が発生した場合において、その被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とした災害時協定に定めるもののほか、この細目協定に定めるところによる。

（業務実施の範囲）

第2条 業務の実施範囲は、福井河川国道事務所の所管施設とする。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は以下に示すものとする。

- ① 甲が必要と認める所管施設等の被災状況調査
- ② 甲が指定する箇所の応急対策調査

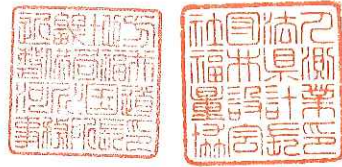
（業務の要請）

第4条 災害時協定第3条に基づく出動要請を行ういとまが無い場合は、この細目協定に定める甲から乙へ出動要請が出来るものとする。

- 2 災害時協定第3条3項及び第4条の実施体制表の提出は、この細目協定に定める乙から甲へ提出することが出来るものとする。

（業務の実施）

第5条 災害時協定又は、前条に基づく要請により甲に報告された乙の会員は、速やかに甲の指定する担当者と協議を実施の上、協定業務を行うものとする。



4 字挿入

(第三者との調整)

第6条 甲は、協定業務に係る物件又は道路占用物件等の所有権等を有する第三者と調整を行うものとする。

なお出動した乙の会員は、調整業務に協力するものとする。

(有効期限)

第7条 この細目協定の期間は、平成20年9月25日から平成21年3月31日までとする。

2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出の無いときは、引き続き同一条件をもって本細目協定を期間満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

また、締結後、甲乙いずれかの申し出により本細目協定は、廃止することが出来る。

(その他)

第8条 定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この細目協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成20年9月25日

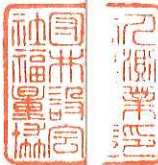
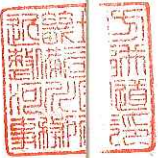
甲 近畿地方整備局福井河川国道事務所長

三輪 準 二



乙 社団法人 福井県測量設計業協会会長

若林 喜久男



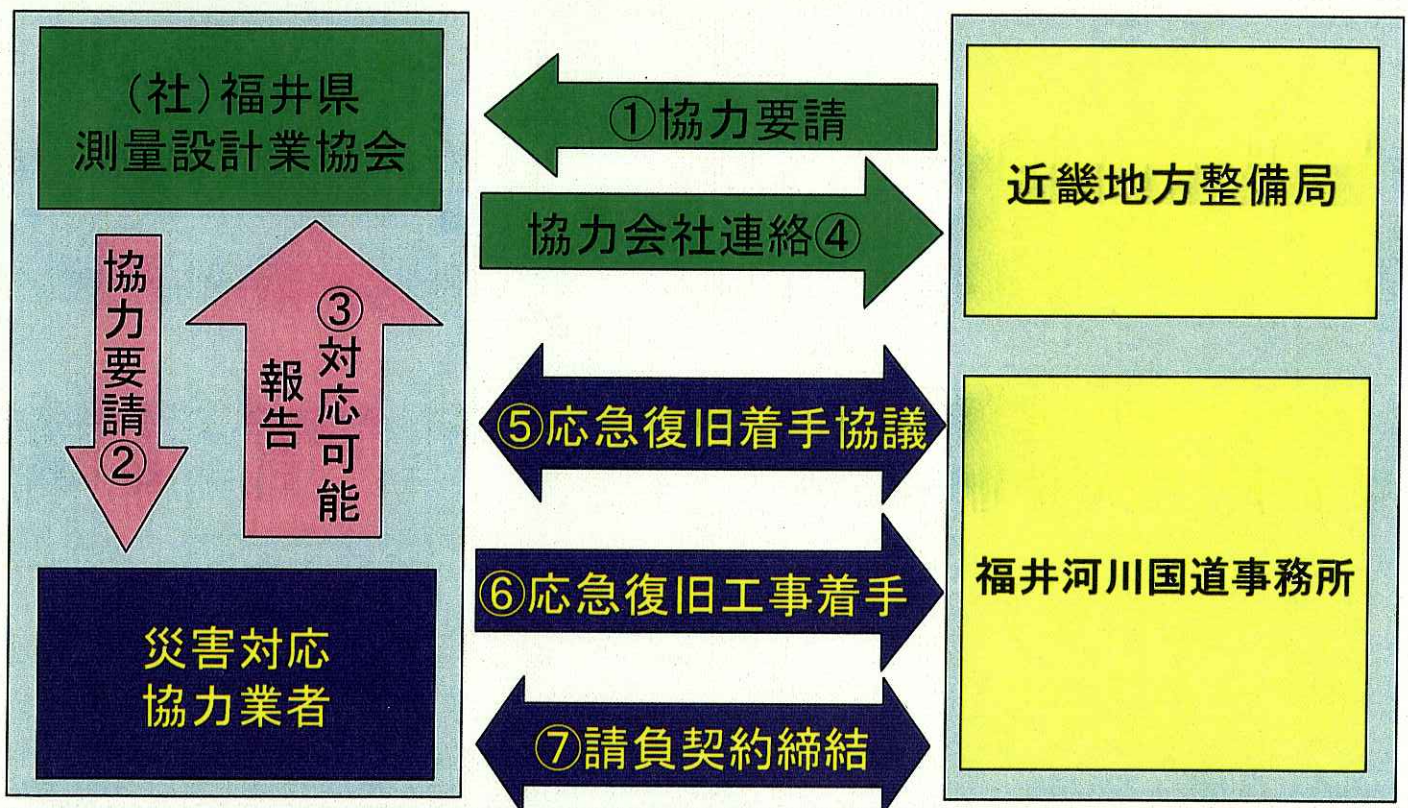


■「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する細目協定」の運用（平成20年9月25日締結）

大規模災害発生時

- 災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書
 - 第8条に基づく細目協定書

平成20年4月14日締結



■ より迅速な応急復旧体制を確保するための対策

- ・ 緊急時における連絡網の確認
- ・ 緊急時に調達可能な応急復旧資機材の保有状況と調達手順の確認
- ・ 大規模災害(事故)対策マニュアルの整備